DS495 日本のステートメント(仮訳)

- 1. 2019年4月11日,上級委員会は,韓国による水産物等輸入規制の紛争に関する報告書を配布した。上級委員会は,韓国が十分な情報とともに輸入禁止及び追加検査要求(以下,措置)を公表するという手続的要件を満たしていないと認定したものの,パネルの論理と説明における技術的な瑕疵に基づき,措置のWTO協定非整合性に関するパネルの実体的判断を取り消した。そして,上級委員会は,韓国の差別的な措置がWTO協定に非整合的か否かについては検討せず、紛争の解決を行うことができなかった。
- 2. 日本は、上級委員会が明確な科学的根拠に基づいたパネルの判断を棄却したことについて、深く懸念している。日本は、上級委員会はパネルの分析が十分でないとの理由でパネルの判断を取り消す一方、問題となった措置のWTO協定整合性に関する長らく待ち望まれた見解を示していないことを問題視している。本質的には、上級委員会報告書は、紛争解決に資さず、紛争の迅速な解決はWTOが効果的に機能するために不可欠であるとする紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(DSU)上の原則に反している。
- 3. 日本は、申し立てられた措置のWTO協定整合性について判断を行うことを避けるという上級委員会の姿勢に疑問を抱いている。今般の残念な結果は、システミックな問題をも提起している。日本は、他のWTO加盟国と共に、このシステミックな問題について議論したい。日本は、WTO紛争解決制度に対する信頼を維持するためには、そうした議論が不可欠であると確信している。
- 4. このシステミックな問題とは別に、上級委員会報告書は、2011年の東日本大震災により被災した地域や生産者に重大な影響を及ぼし得るものであるため、日本は、本件上級委員会報告書の判断は極めて遺憾であると考える。水産物の輸出業者等、取り分け食品輸出産業においてその影響が強く受け止められ得る。震災以降、これらの産業の復興は、被災地の経済再建のための日本のより広範な努力の中心となってきた。上級委員会の判断は、日本産食品の安全性への認識や、韓国を始めとする諸国へ輸出しようとしている産業に、否定的な影響を及ぼし得るものである。
- 5. 日本産食品の安全性に関するパネルの事実認定については争いがなく、本

日この紛争解決機関によって採択されることを、全てのWTO加盟国が認識するよう求める。安全性が保証され、かつ採択された判断において多国間でその安全性が確認されている食品に対する輸入規制は、正当化され得ない。日本は、日本産食品に対する輸入規制措置を維持する国・地域に対して、早期の措置の撤廃を引き続き求めていく。日本政府は、日本産食品に対する不当な輸入規制の除去を確保するための努力を惜しまない。

6. 加えて、日本は、WTO紛争解決制度の改革を追求していく。日本は、現在 行われている紛争解決メカニズムに関する議論に建設的に関与していく。